

平成 26 年度東京都税制調査会答申の概要（抜粋）

Ⅲ 地方財政調整制度（pp. 39-48）

1 地方財政調整の意義

- 国民に一定水準の公共サービスを提供するため、国の責任において財政力の弱い自治体に必要な財源を配分するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠

2 地方交付税制度のあり方

- 地方交付税制度は、地方税を補完するものとして、財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要

3 地方財政調整制度をめぐる論点

(1) 財政需要と税収

- 税収格差の議論においては、地方自治体が実施する行政サービスの大きさを考慮に入れることが必要

(2) 地方法人特別税、同譲与税

- 法人事業税の暫定措置は、従業者数のほかに、課税標準とは無関係の指標である人口を用いて法人事業税を再配分するもので、受益に対する負担という地方税の原則に反する
- 地方法人特別税及び同譲与税を撤廃・復元し、真の地方分権の実現に向け、地方の役割に見合う地方税財源の拡充という原点に立ち返るべき

(3) 地方法人税

- 偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国税化することには合理性・正当性がない
- 法人住民税の国税化という不合理な偏在是正措置は速やかに撤廃し、地方税に復元すべき

(5) 今後の議論に向けて

- 地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度のあり方については、その充実を図っていくべき
- 地方税制度はあくまでも、応益性、安定性、普遍性、伸張性といった地方税の原則にのっとり考えるべき